

## 指名推薦業者数に関する基準

港湾局指名推薦業者選定委員会要領第9条第2項に定める業者数は、概ね次のとおりとする。  
ただし、工事等の種類、内容により特別の事情があると認めるときはこの限りでない。

契約の種類	予 定 価 格	業者数
工事請負契約	1,000万円未満	3名以上
委託契約	500万円未満	3名以上
委託契約 (局契約)	100万円を超え、1,000万円未満 1,000万円以上、5,000万円未満 5,000万円以上	5名以上 7名以上 10名以上
賃貸借契約	800,000円を超えるもの	5名以上
物品調達	100万円を超えるもの	5名以上

\*委託契約のうち契約課契約に属するもの

- ① 測量及び地質調査の契約設計・測量の契約
- ② 庁舎、道路等の清掃の契約
- ③ 物件（不動産を除く。）の購入契約、売却契約及び修理契約

附 則

この基準は、平成4年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成5年8月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成13年1月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年2月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年1月13日から施行する。